

平成23年6月19日

〒450-0002

愛知県名古屋市中村区名駅4-27-1

学校法人名古屋医専 御中

特定非営利活動法人あいち消費者被害防止ネットワーク

理事長 杉浦 市郎

(連絡先) 〒464-0824 名古屋市千種区稲舟通り

1丁目39番地 生協生活文化会館

事務局長 外山 孝司

(TEL:052-781-6161、FAX:052-781-8833)



申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私どもは、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とする特定非営利活動法人（NPO法人）です。

当団体は、消費者団体や消費者問題に取り組む弁護士・消費生活相談員等の専門家、研究者、一般消費者等によって構成され、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けております。

さて、今般、貴法人のホームページや貴法人が定型で利用している振込用紙につき、消費者保護の観点から検討をさせていただいた結果、消費者契約法に鑑み、消費者の利益を害し不当ないし不適切と思われる条項がありました。

つきましては、別紙のとおり、是正の申入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴法人の見解や対応につき、平成23年6月20日までに上記連絡先宛書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本申入れの内容、申入れに対する貴法人のご回答の有無・内容及び本申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表させていただくことがありますことを申し添えます。

敬具

申入れ事項

第1 申入れの趣旨

下記条項の使用を停止することを求めます。

「AO入試、推薦入試、専願での一般、社会人入試および編入学によって入学を許可された場合、納入後の学費は理由のいかんにかかわらず返金できません。」

第2 申入れの理由

当該条項は、消費者契約法9条1号に反し、無効となる場合があります。

(1) 消費者契約法9条1号について

消費者契約法9条1号は、解除に伴う違約金等を定める条項が、同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える場合、当該部分については無効であるとしております。

(2) 授業料の返還について争った最高裁平成18年11月27日判決は次のように判示しています。

① 不返還特約について

最高裁は、「いったん納付された学生納付金は理由のいかんを問わず返還しない」等の不返還特約のうち授業料等に関する部分は、「在学契約の解除に伴う損害賠償額の予定又は違約金の定め

の性質を有するもの」と示したうえで、「当該大学が合格者を決定するに当たって織り込み済みのものと解される在学契約の解除、すなわち、学生が当該大学に入学する（学生として当該大学の教育を受ける）ことが客観的にも高い蓋然性をもって予測される時点よりも前の時期における解除については、原則として、当該大学に生ずべき平均的な損害は存しないもの」としていま

② 一般入試合格者の辞退に関して

最高裁は、一般入試合格者について、大学は、合格しても入学手続を行わない者や入学手続を行って在学契約等を締結した後にこれを解除する者が相当数存在することをあらかじめ見込んで、合格者を決定していることから、「在学契約の解除の意思表示がその前日である3月31日までにされた場合には、原則として、大学に生ずべき平均的な損害は存しないものであって、不返還特約はすべて無効とな」と判示しております。

③ 推薦入試合格者の辞退に関して

他方で、推薦入試合格者について最高裁は次のように判示しております。「推薦入学試験に合格して当該大学と在学契約を締結した学生については、上記出願資格の存在及び内容を理解、認識した上で、当該入学試験を受験し、在学契約を締結したものであること、これによって、他の多くの受験者よりも一般に早期に有利な条件で当該大学に入学できる地位を確保していることに照らすと、学生が在学契約を締結した時点で当該大学に入学することが客観的にも高い蓋然性をもって予測されるものというべきであるから、当該在学契約が解除された場合には、その時期が当該大学において当該解除を前提として他の入学試験等によって代替りの入学者を通常容易に確保することができる時期を経過していないなどの特段の事情がない限り、当該大学には当該解除に伴い初年度に納付すべき授業料等及び諸会費等に相当する平均的な損害が生ずるものというべきである。」

つまり、推薦入学合格者が3月31日までに在学契約を解除した場合、原則として大学側は授業料等の返還義務を負いませんが、例外的に容易に代替りの入学者を確保できる時期の解除であれば、大学側に生ずべき平均的な損害は存在しないものとして、推薦入学合格者が解除した場合でも大学側は授業料等を返還する義務を負うこととなります。

例えば、貴法人が実施された2011年度の入試の場合、AO入試の最終試験日が2010年10月9日、合格発表日が2010年10月14日、学費（授業料等）の納入期限が2011年1月24日となっておりますが、貴法人では、一般・社会人入試が2月、3月にも実施されており、仮にAO入試合格者が一般・社会人入試の実施前に入学を辞退した場合にも、2月もしくは3月の入試で辞退者の代替りの入学を確保することが可能であることから、学費納入後、一般・社会人入試の実施前に辞退したAO入試合格者に対しては、納入金を返還する義務が貴法人にはあります。

したがって、貴法人の用いている「理由のいかんにかかわらず返金できない」とする条項が、解除の時期によっては消費者契約法9条1号にいう「平均的損害」を超えることになる場合があることは明らかです。

それにもかかわらず、学費納入後は、入学辞退の申し出の時期にかかわらず、一律に返還しないとする条項は、貴法人に生ずべき平均的損害を超えて契約解除に伴う損害賠償の額を予定ないし違約金を定めるものとして、消費者契約法9条1号により無効といわざるをえません。

なお、専門学校の入学試験についても、最高裁平成18年11月27日判決の説示が基本的に妥当するものであるとしております（最高裁平成18年12月22日）。

つきましては、当該条項の使用は停止されるよう求めます。

以上